

避難所の最近の動向

避難所担当者向け全国説明会



内閣府 (防災担当)

目次



1. 最近発出した通知

- ① 避難所当初からパーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドの迅速な設置
- ② 災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化
- ③ 「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」の周知・対応依頼
- ④ 「タイムラインによる避難所設置・運営のポイント」の活用
- ⑤ 災害時の避難所における炊き出しに関する取扱い

2. 避難所の状況がわかる写真の提供の依頼

3. 備蓄物資調査について

4. 指定避難所数等の調査について

5. 防災設備機能調査について

6. 今年度の主な災害

1. 最近発出した通知

① 避難所当初からパーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドの迅速な設置

「避難所運営ガイドライン」「防災基本計画」「令和6年能登半島地震に係る自主点検レポート」にも記載がある通り、避難所でのプライバシーの確保や寝床の改善は重要な取組であり、パーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドについて、①平時からの備蓄②災害時における迅速な設置をよろしくお願いします。



事務連絡（7/4付）

事 務 連 絡
令和6年7月4日
各都道府県防災主官部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

避難所開設当初からパーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドの
迅速な設置について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、避難所における良好な生活環境の確保の確保に向け、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月（令和4年4月改定）、内閣府（防災担当））等を作成し、適切な避難所運営を行っていただくよう依頼してきたところであり、プライバシーの確保や寝床の改善は重要な取組です。

このたび、令和6年6月の「防災基本計画」の一部修正等を踏まえ、避難所開設当初から、パーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドを迅速に設置するため必要な対策を講じるとともに、管下市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 平時における確保体制の整備

避難所開設当初から直ちに避難者に提供できるよう、平時から、パーティションやテント・段ボールベッド等の簡易ベッドについて、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結を図っておくこと。なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時時のように実施できないという認識に立つて、指定避難所や物資拠点に最低限必要な備蓄を確保すること。

また、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画をあらかじめ作成すること。

2 災害時における迅速な設置

避難所開設当初から、パーティションやテント・段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること。避難所にいる全員分の数量を確保できない場合、公平性だけを重視するのではなく、様々な事情を考慮して、高齢者、障害者等の困っている人から迅速かつ臨機応変に設置すること。

なお、これに伴い、従来から発災時に避難所開設状況を把握するため行ってきたいる県・市町村単位での避難所数や避難者数の報告と合わせて、今後は避難所単位でパーティションやテント・段ボールベッド等の簡易ベッドの設置数を別途報告していたことを予定している。

3 女性・子供への配慮

女性や子供に対して良好な避難生活環境を提供する観点から、プライバシーの確保されたパーティション等による世帯ごとのエリアの設置、男女別の更衣室や休養スペース、授乳室、キッズスペースの設置等、避難所レイアウトについても配慮すること。

また、防犯上の観点からは、女性用のトイレ、洗濯干し場、更衣室、休養スペースや入浴施設は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、夜間も使用する場所には照明をつけること。

（参考）

- ・防災基本計画〔令和6年6月28日中央防災会議決定〕
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>
- ・令和6年能登半島地震に係る検証チーム
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho_team.html
- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>
- ・避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、坂本、前原、藤川
TEL 03-3501-5191（直通）

② 災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化

「避難所運営ガイドライン」にも記載がある通り、入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があることから、既存の入浴施設の活用等、状況に応じて適切な対応を検討するようお願いしています。避難所における避難者の入浴機会の確保にあたっては、平時から自治体と民間の入浴施設事業者が緊密に連携しておくことも有効な手段の一つとなりますので、各自治体において、協定の締結等による入浴施設事業者との連携の強化について検討を進めていただきますようお願いいたします。



事務連絡（8/5付）

事 務 連 絡
令和6年8月5日

各都道府県防災主官部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当））等を作成し、適切な避難所運営を行っていただくよう依頼してきたところです。当該ガイドラインにおいては、入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があることから、既存の入浴施設の活用等、状況に応じて適切な対応を検討するようお願いしております。

避難所における避難者の入浴機会の確保にあたっては、平時から自治体と民間の入浴施設事業者が緊密に連携しておくことも有効な手段の一つとなります。実際に、県と生活衛生同業組合との間で災害時の入浴支援の提供に関する協定を締結した例（別添1）や、事前の協定は締結していないものの、日頃から情報共有していたことが、災害時における円滑な入浴支援の実現につながった例（別添2）があります。

つきましては、こうした事例も参考にしつつ、各自治体において、避難所における避難者の入浴機会の確保のため、協定の締結等による入浴施設事業者との連携の強化について検討を進めていただきますようお願いいたします。なお、都道府県におかれましては、市町村のみでは必要な施設数の確保といった対応が困難な場合も想定されるので、都道府県単位での協定締結を検討ください。

また、災害救助法が適用されている場合、避難所における避難者に入浴機会を提供するための入浴施設の入浴料については、災害救助法による国庫負担の対象となります。

管内各市町村の防災主官部局に対しても、本事務連絡の内容について周知していただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
鈴木・藤川・前原・坂本
TEL：03-3501-5191（直通）

③ 「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」の周知・対応依頼

避難所等における生活環境の整備等に関し、平時における取組状況や、災害発生時において市町村が取り組んだ避難所の運営等に関する状況について調査を行い、地方公共団体の平時の準備における具体的な取組の参考となるよう、「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」を策定したところです。各地方公共団体におかれては、本取組事例集に記載されている事例等を参考に、平時から準備を行い、災害発生時には臨機応変に支援を行えるよう態勢を整えていただきますようお願いします。



事務連絡（9/6付）

事 務 連 絡
令和6年9月6日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」の周知・対応依頼について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

避難所等における生活環境の整備等については、これまで「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）」を策定するとともに、「避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定）」等各種ガイドラインを策定していますが、近年においては自然災害が頻発化・激甚化しており、災害発生時の避難所運営の準備が必要と考えられるところです。

このことを踏まえ、平時における取組状況や、災害発生時において市町村が取り組んだ避難所の運営等に関する状況について調査を行い、地方公共団体の平時の準備における具体的な取組の参考となるよう、別添のとおり「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」を策定しました。

つきましては、各地方公共団体におかれましては、本取組事例集に記載されている下記の事例等を参考に、平時から準備を行い、災害発生時には臨機応変に支援を行えるよう態勢を整えていただきますようお願いします。また、都道府県におかれては、市区町村防災担当主管部局をはじめ、福祉部局等の関係部局に対しても周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 体制整備
避難所ごとの運営マニュアル作成の啓発を行っている事例など<P.52>
- 2 トイレ環境の整備
避難所におけるトイレの設置方法や衛生管理、トイレの快適性などの具体的な運営方法についてマニュアルとしてまとめている事例など<P.57>
- 3 食事の確保
専門職による炊き出し体制を確保している事例など<P.60>
- 4 寝床・プライバシーの確保
開設時からの避難所に簡易ベッドやパーティション等を設置している事例<P.63>
- 5 住民への周知
避難所に熱中症予防のポスターの掲示やリーフレットの配布を行っている事例<P.65>
- 6 避難所の数の確保
避難所の数を確保するために登録制度を実施している事例<P.69>
- 7 避難所の機能
全避難所に多機能タブレットを設置している事例<P.71>
- 8 ホテル・旅館等
広域避難のためのホテル・旅館等への避難体制を確保している事例<P.77>
- 9 車中泊避難者への対応
車中泊避難に関する留意事項をまとめたガイドを作成している事例<P.79>
- 10 福祉避難所・福祉避難スペース
聴覚障害者の方に必要な情報を届けるため、情報受信装置を設置している事例<P.81>
- 11 その他
生活用水を確保するため、民間井戸を活用している事例<P.85>

以上

<本件問合せ先>
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
鈴木・坂本・前原・藤川
TEL 03-3501-5191（直通）

避難所における
生活環境の確保に向けた
取組事例集

令和6年3月 内閣府（防災担当）



避難所における生活環境の向上を図ることを目的として、平時や災害発生時に自治体が取り組んだ避難所の運営等に関する実態を調査し、明らかになった課題を踏まえ、事例集を作成し、自治体に周知。
地域の実情に応じた取組を促進することにより、平時からの事前準備を充実させ、災害発生時における円滑な対応を図る。

1 避難所における生活環境の向上に向けた実態調査

<実態調査>

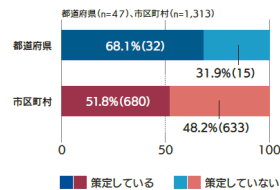
全自治体を対象に、下記項目について調査を実施

- ・避難所運営全般、トイレ、食事、寝床・プライバシーの確保、住民への周知、収容人数（一般避難所の確保）、避難所機能・レイアウト、ホテル・旅館、車中泊避難者、福祉避難所・福祉避難スペース
- 47都道府県、1,313市区町村から回答・集計

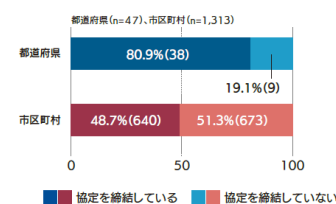
<調査結果（抜粋）>

○ トイレ

トイレ確保・管理に関する計画・マニュアル等を策定しているか

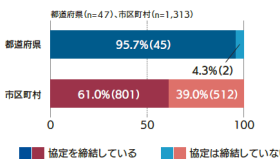


トイレを迅速に調達できるよう、あらかじめ関係団体や事業者と協定を締結しているか(いずれか1つ)

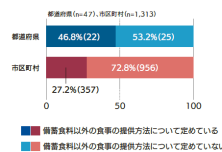


○ 食事

民間企業やNPO団体等と食事の調達・提供、調理師の派遣、口腔ケア等に関する協定が締結されているか(いずれか1つ)

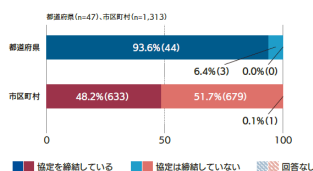


一定期間経過後の食事の質の確保について、備蓄食料以外の食事の提供方法(メニューの多様化、香辛料の提供、炊飯(ラップ)の確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾患上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等)について定めているか(いずれか1つ)

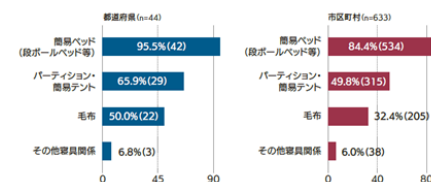


○ 寝床・プライバシー

簡易ベッド(段ボールベッド等)、パーティション等の調達について関係団体や事業者と協定を締結しているか(いずれか1つ)



調達物資は何か(あてはまるものを全て)



2 避難所における生活環境の向上に向けた取組事例

<事例（抜粋）>

1. 体制確保

- ・避難所ごとの運営マニュアル作成の啓発（愛媛県）
- ・デジタルを活用した避難所運営の推進（宮崎県都城市）
- ・女性の視点を踏まえた避難所運営マニュアルの整備（山梨県甲斐市）等

2. トイレ環境の整備

- ・避難所のトイレに関する実践マニュアルを策定（徳島県）
- ・トイレカーの導入と災害時相互派遣協定の締結（兵庫県南あわじ市・愛媛県宇和島市・長崎県島原市）等

3. 食事の確保

- ・飲食店組合との専門職による炊き出し体制の確保（熊本県益城町）等

4. 寝床・プライバシーの確保

- ・開設時からの避難所の寝床環境の整備（熊本県益城町）

5. 避難所の機能

- ・全避難所に避難所機能強化のためのタブレットを配備（東京都文京区）
- ・電気自動車を活用した避難所での電力確保（福岡県福岡市）
- ・コンテナ型移動式ランドリーの活用（兵庫県養父市）
- ・避難者等のための入浴支援マニュアルの作成（熊本県）等

6. ホテル・旅館等

- ・広域避難のためのホテル・旅館等への避難体制の確保（東京都板橋区）等

7. 車中泊反射への対応

- ・災害時における車中泊避難ガイドの作成（愛知県刈谷市）

8. 福祉避難所・福祉スペース

- ・障害のある子どものための指定福祉避難所を整備（兵庫県三田市）
- ・母子を対象とした福祉避難所を整備（千葉県鴨川市）等



デジタルを活用した避難所運営



トイレカーの派遣



段ボールベッド等の
簡易ベッドの整備



コンテナ型ランドリー車

④ 「タイムラインによる避難所設置・運営のポイント」の活用

令和6年能登半島地震の避難所設置・運営における教訓を踏まえて、警戒期から応急期までのタイムラインに応じた避難所設置・運営のマニュアル「タイムラインによる避難所設置・運営のポイント（概要・詳細）」を作成しました。当該マニュアルは、防災担当者が災害時の避難所設置・運営の基本的事項をタイムラインに沿って体系的に習得できるよう作成を行ったものです。

当該マニュアルのほか、取組指針やガイドライン等も参考にいただき、避難所の設置・運営について取り組んでいただくをお願いします。



事務連絡（10/1付）

事務連絡
令和6年10月1日

各都道府県防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

「タイムラインによる避難所設置・運営のポイント」の活用について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、内閣府では、令和6年能登半島地震の避難所設置・運営における教訓を踏まえて、警戒期から応急期までのタイムラインに応じた避難所設置・運営のマニュアル「タイムラインによる避難所設置・運営のポイント（概要・詳細）」を別添のとおり作成しました。

当該マニュアルは、防災担当者が災害時の避難所設置・運営の基本的事項をタイムラインに沿って体系的に習得できるよう作成を行ったものです。

つきましては、当該マニュアルをご確認いただくとともに、管内各市町村の防災主管部局に対しても当該マニュアル活用を目的として、事務連絡を周知していただきますようお願いいたします。

なお、避難所の設置・運営につきましては、当該マニュアルのほか、内閣府が公表する「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「避難所運営ガイドライン」等も参考にいただきますようお願い申し上げます。

<本件問合せ先>
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 坂本
TEL 03-3501-5191（直通）

⑤ 災害時の避難所における炊き出しに関する取扱い

災害時の避難所において、炊き出しのボランティア等として、事業者が被災者に食事を提供する行為は、キッチンカーによるものを含め、一般には営業とは判断されないと考えられることについて通知。



事務連絡（11/1付）

事務連絡
令和6年11月1日

各都道府県防災担当主管部（局）
都道府県
各保健所設置市
特別区

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

災害時の避難所における炊き出しに関する取扱いについて

平素より防災行政・食品安全行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
災害時の避難所において、キッチンカーを活用して食事を提供することについては、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）及び消防庁国民保護・防災部防災課長から「避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供について」（令和5年10月2日付け事務連絡）、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課から「避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供について（情報提供）」（令和6年7月22日付け事務連絡）等を示しているところですが、災害時の避難所における炊き出しに関する取扱いについて、下記のとおり示しますので、御了知の上、防災担当主管部局と衛生主管部局とで十分連携して対応いただくとともに、各都道府県防災担当主管部局におかれましては、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、その旨周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 食品を調理し、客に提供する又は飲食させる営業については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）により、都道府県知事等（都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならないと規定されており、個々の行為が営業と見なされ得るか否かについては、規模、形態、反復継続性等にかんがみ、許可の権限を有する都道府県知事等が総合的に判断していること。
災害時の避難所において、炊き出しのボランティア等として、事業者が被災者に食事を提供する行為は、キッチンカーによるものを含め、一般には営業とは判断されないと考えられること。

- 2 以下の事項についても御了知の上、有効な取り組みの検討を進めていただきたいこと。

- (1) 内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当））等を作成し、適切な避難所運営を行っていただくよう依頼してきたところであり、当該指針においては、食事の提供について、長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保についても配慮するようお願いしていること。
食事の質の確保に当たっては、キッチンカーによるものを含め、炊き出しの活用は、有効な手段の一つとなること。
- (2) 災害時は、食中毒が発生しやすい状況となることから、食事を提供する者、食事を食べる者は、食中毒予防のための衛生管理に一層の注意が必要であること。
こうしたことから、自治体の取扱い例を示すので参考にさせていただきたいこと。
 - ・炊き出し支援者向けのリーフレットを作成し、食中毒の予防の呼びかけを行っている例（別添：事例1）
 - ・「炊き出しチェック表」を作成し、保健所や避難所の管理者とのやり取りも含め、食中毒の予防の呼びかけを行っている例（別添：事例2）

以上

＜本件問い合わせ＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
鈴木、前原、藤川、坂本 TEL 03-3501-5191（直通）

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課食品安全係
飯塚、山元、後藤 TEL 03-3595-2337（直通）

2. 避難所の状況がわかる写真の提供の依頼

1でもご依頼させていただきました通り、パーティション・段ボールベッド等の簡易ベッドの設置はじめ、避難所の生活環境は極めて重要な取組であり、発災直後の避難所の状況をぜひ写真提供いただけますと幸いです。総理大臣はじめ、政府全体として非常に高い関心がございますので、よろしくお願いします。



依頼メール

【内閣府防災】台風10号における避難所の環境整備等について

各都道府県 御中

お世話になっております。内閣府防災（避難生活担当）です。
避難所開設状況調査にご協力いただきありがとうございます。

台風10号にしまして、先ほど令和6年台風第10号特定災害対策本部会議が開催されまして、以下の災害応急対策等に関する実施方針が決定されましたのでお知らせいたします。

=====

以下の方針に基づき、地方公共団体及び関係機関・団体と緊密に連携し、避難支援等の事前対策に取り組むとともに、被害の発生に備えた災害応急体制の整備に総力を挙げて取り組む。

- 1 地方公共団体とも緊密に連携し、浸水や土砂災害等が想定される地区の住民の避難が確実に行われるよう、避難や大雨・暴風・河川の状況等に関する情報提供等を随時的確に行う。
- 2 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 3 人命を第一に、先手先手で迅速な救命・救助活動が行えるよう、体制を整備する。
- 4 **避難所の衛生環境・生活環境の整備や避難者の生活必需品の確保に努める。**
- 5 電気、通信、水道等のライフラインの早期復旧、被災住民の速やかな生活再建に向け、必要な体制を整備する。

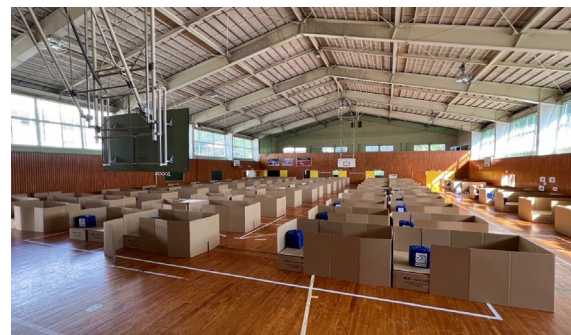
=====

以上の方針（避難所関係は4）を踏まえ、取り組んでいただくようお願い申し上げます。

なお、避難所開設状況調査については、別途依頼させていただいておりますが、避難所の状況に詳細について、個別に確認させていただく場合もございますのでご協力をお願いいたします。
また、避難所の状況がわかる写真のご提供をお願いできればと思います。市町村から直接内閣府防災（避難生活担当）にお送りいただく形でも構いませんので、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

■□内閣府口■-----
政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付
鈴木・藤川・前原・坂本
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館3階
TEL: 03-3501-5191
-----■□

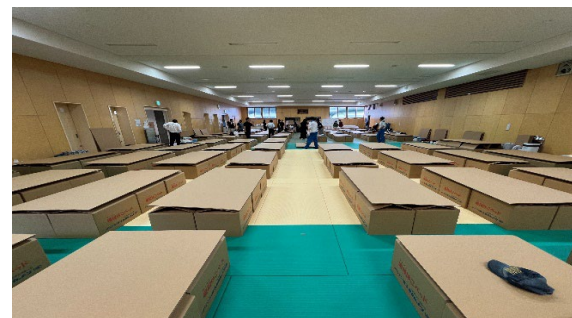
ご提供いただいた好事例



石川県輪島市



大分県中津市



山形県戸沢村



秋田県由利本荘市

3. 備蓄物資調査について

近年、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震が切迫するとともに、風水害が多様化・激甚化・頻発化しているところであり、災害時の避難生活の質の向上を図るための各種物資・機材等の備蓄が重要になります。つきましては、自治体の備蓄の状況を把握させていただきたく、調査を実施します。



- 調査時点：令和6年11月1日

- 提出〆切：令和6年11月29日

- 調査項目：

- ①食料 ②乳幼児粉ミルク・乳幼児液体ミルク
③水 ④季節家電（エアコン等）
⑤毛布 ⑥段ボールベッド・簡易ベッド
⑦パーティション ⑧生理用品
⑨トイレットペーパー ⑩大人用おむつ
⑪子供用おむつ ⑫各種トイレ 等

調査様式

備蓄物資調査

[illegible]

事務連絡（10/1付）

事務連絡
令和6年10月1日

都道府県防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
参事官（防災デジタル・物資支援担当）

災害用物資・機材等の備蓄推進と備蓄状況に関する調査協力依頼について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝/伊豆海溝型地震などの大規模地震が切迫するとともに、風水害が多様化・激甚化・頻発化しているところであり、災害時の避難生活の質の向上を図るための各種物資・機材等の備蓄が重要になります。

つきましては、下記のことについてご知の上、管内各市町村の防災主管部局に対して、本事務連絡の内容について周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査内容
令和6年11月1日時点の全国都道府県及び市区町村における備蓄物資等の保有状況(※)について把握するとともに、後日、国において公表予定。

5. 防災設備機能調査について

2年に1度実施しております当該調査について、過去の災害において、大規模な停電や通信障害が発生した事例等があったことを踏まえ、指定避難所の整備についての今後の検討にあたっての基礎資料とするため、指定避難所における防災機能設備等の確保状況について今年度も調査を実施します。



- 調査時点：令和6年11月1日

- 提出〆切：令和6年12月13日

- 調査項目：
 - ①非常用発電機等について
 - ②飲料水について
 - ③冷暖房機器について
 - ④ガス設備について
 - ⑤通信設備について
 - ⑥入浴・洗濯等生活用水について

調査様式

防災機能設備調査

都道府県コード: ●●
都道府県: ●●
記入日: ●月●日

市区町村	指定避難所数 (※「指定避難所等の指定状況等」の調査について（依頼）」（令和6年4月～5月）日付付事務連絡）と整合する数値の記入をお願いします。）	1. 非常用発電機等について		2. 飲料水について		3. 冷暖房機器について		4. ガス設備について		5. 通信設備について		6. 入浴・洗濯等生活用水について	
		(1)災害時に利用可能な非常用発電機等を保有している指定避難所数	(2)災害時に利用可能な非常用発電機等を保有している指定避難所数	(1)災害時の飲料水を確保している指定避難所数	(2)災害時の飲料水を確保している指定避難所数	(1)災害時に利用可能な冷暖房機器を保有している指定避難所数	(2)災害時に利用可能な冷暖房機器を保有している指定避難所数	(1)災害時に利用可能なガス設備を保有している指定避難所数	(2)災害時に利用可能なガス設備を保有している指定避難所数	(1)災害時に利用可能な通信設備等を設置している指定避難所数	(2)災害時に利用可能な通信設備等を設置している指定避難所数	(1)災害時に利用可能な入浴・洗濯等生活用水を確保している指定避難所数	(2)災害時に利用可能な入浴・洗濯等生活用水を確保している指定避難所数
		① (1)のうち自家発電設備を保有する指定避難所数	② (1)のうち自家発電設備を保有する指定避難所数	① (1)のうち非常用発電機を保有している指定避難所数	② (1)のうち非常用発電機を保有している指定避難所数	① (1)のうち冷暖房機器を保有している指定避難所数	② (1)のうち冷暖房機器を保有している指定避難所数	① (1)のうちガス設備を保有している指定避難所数	② (1)のうちガス設備を保有している指定避難所数	① (1)のうち通信設備を保有している指定避難所数	② (1)のうち通信設備を保有している指定避難所数	① (1)のうち入浴・洗濯等生活用水を確保している指定避難所数	② (1)のうち入浴・洗濯等生活用水を確保している指定避難所数

6. 今年度の主な災害



災害名	最大避難所・避難者数	
	避難所数	避難者数
豊後水道を震源とする地震（4月17日）	58カ所（3県）	24人
令和6年5月27日からの大雨	211カ所（4県）	91人
令和6年6月17日からの大雨	125カ所（6県）	25人
令和6年6月21日からの大雨	16カ所（3県）	0人
令和6年7月9日からの大雨	429カ所（8県）	289人
令和6年7月25日からの大雨	162カ所（2県）	2,403人
日向灘を震源とする地震（8月8日）	160カ所（5県）	88人
令和6年台風第5号	464ヶ所（6県）	2,438人
令和6年台風第10号	4,252ヶ所（1都21県）	24,223人
令和6年9月20日からの大雨	219カ所（7県）	1,569人